

医師の働き方改革に関する相談先

医師の働き方改革に関する取組を進める上で不明な点等があれば、以下のとおりご相談ください。

医師の働き方改革の制度全般

B・連携B・C水準の指定

- ・ 指定の要件
- ・ 指定のスケジュール 等

群馬県医務課

医師確保対策室

TEL : 027-226-2540

医療機関における宿日直許可制度、36協定について

各労働基準監督署

労働基準監督署	電話番号	労働基準監督署	電話番号
高崎	027-322-4661	太田	0276-45-9920
前橋	027-896-3019	沼田	0278-23-0323
(伊勢崎分庁舎)	0270-25-3363	藤岡	0274-22-1418
桐生	0277-44-3523	中之条	0279-75-3034

宿日直許可取得に向けた相談

医師の勤務実態の把握

- ・ 兼業・副業
- ・ 自己研鑽 等

医師労働時間短縮計画

- ・ 作成支援 等

追加的健康確保措置

- ・ 勤務間インターバル
- ・ 面接指導 等

群馬県医療勤務環境改善
支援センター

(群馬県社会保険労務士会館内
医療労務管理相談コーナー)

TEL : 027-253-5621

<参考>

医療法第25条第1項に基づく立入検査は右記の機関が実施します。
令和6年4月からの実施については各機関へお問い合わせください。

立入検査実施機関	電話番号
群馬県健康福祉部 監査指導課 (前橋市・高崎市を除く)	027-226-2553
前橋市保健所(前橋市)	027-220-5782
高崎市保健所(高崎市)	027-381-6111